

訪問看護サービス(医療保険)

重要事項説明書

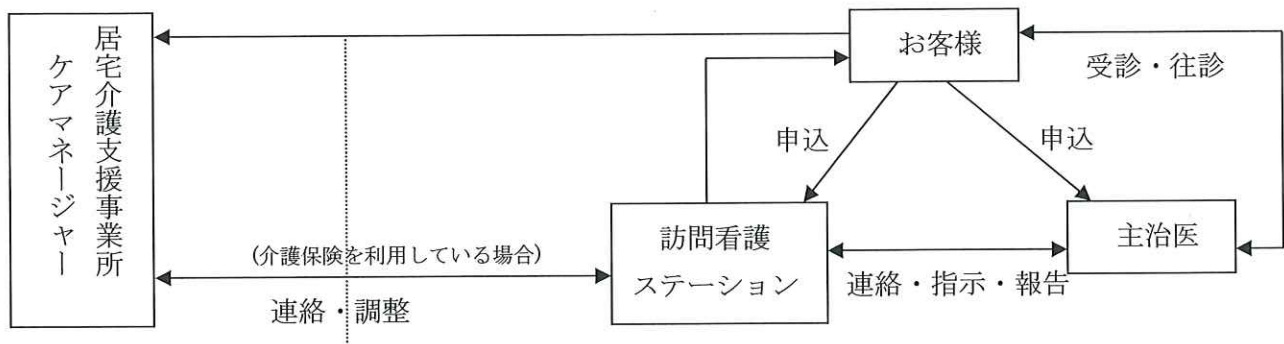
東京ふれあい医療生活協同組合

ふれあい訪問看護ステーション

訪問看護サービス（医療保険）のご案内（重要事項説明書）

東京ふれあい医療生活協同組合
ふれあい訪問看護ステーション

1 訪問看護のお申込からサービス開始まで



訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、医療保険制度のほか、介護保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針に沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、各医療機関の連携室にご相談下さい。訪問看護を利用する場合は主治医が発行する訪問看護指示書が必要です。訪問看護指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

2 訪問看護サービスの内容

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥創の予防、処置
- (4) リハビリテーション
- (5) 認知症の方の看護
- (6) ターミナルケア
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他医師の指示による医療処置
- (10) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーション

3 事業の名称及び所在地

名称： 東京ふれあい医療生活協同組合 ふれあい訪問看護ステーション
所在地：東京都北区堀船3丁目31番15号 ふれあいセンタービル2F

4 ふれあい訪問看護ステーションの従業者

	資 格	常勤	非常勤	
管理者	看護師・訪問看護認定・認知症ケア療法士	1名		管理業務及び訪問看護業務
看護職員	看護師	4名	7名	訪問看護業務
リハ職員	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等	2名	2名	リハビリテーション業務
事務職員		1名		事務、請求業務

5 営業日時のご案内

営業日 : 月曜日から金曜日

休日 : 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12/30～1/3）

営業時間 : 午前8時45分から午後5時15分

6 ご利用料金など

※別紙参照

	医療保険による訪問看護（国民健康保険・健康保険等）
訪問看護を利用できる方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ① 介護保険の対象外（非該当）の方 ② 介護保険の利用対象者のうち、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方（がん末期、急性増悪期など）

※医療保険の場合、原則3回/週以内ですが、厚生労働大臣が定めた疾患や状態等の場合、回数に制限はありません。

* 各種保険の他、公費負担医療制度もお取り扱いします。

その他 料金のお支払い方法

原則、銀行口座からの引き落としとします。当月分の利用料等の請求書を翌月20日過ぎに発行し、当月分の合計額を翌月27日（祝日の場合はその翌日）に引き落としを行います。引き落としを確認した後、翌月分請求書とともに、領収書を発行します。

7 事業の実施地域

北区：堀船、昭和町、栄町、上中里、豊島、滝野川1～2丁目、西ヶ原、王子、岸町、王子本町1丁目、中里、田端、東田端、田端新町

荒川区：西尾久、東尾久

足立区：小台1～2丁目、宮城1～2丁目

（上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい）

8 ご利用にあたってのお願い

- 保険者証や医療受給者証等を確認させていただきます。これらの書類について内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- 東京ふれあい医療生活協同組合では、医師、医学生、看護学生、看護大学院生などの研修を受け入れています。予防から在宅緩和ケアまでの幅広い地域医療の実践の場として、これからの医師、看護師を育てて行きたいと考えています。同行訪問をお願いすること

がありますのでご協力をお願いいたします。

- ご家庭で飼育されている動物等により、スタッフがかまれたり、引っかかれたり等の事故が起きた場合、東京ふれあい医療生活協同組合では、業務中の災害として労災保険を申請すると同時に、「第三者行為災害届」を提出します。飼育されている動物による加害行為は飼い主の責任であるとの考えから、後日、治療費等が政府より請求されることがあります。
- 職員の写真や動画の撮影、録音等の行為。また無断で SNS 等で登校する行為はお断りします。見守りカメラの設置や写真撮影が必要な場合は、職員の個人情報保護のため事前に事業所までご連絡をお願いします。
- 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

9 苦情のご相談は

- ふれあい訪問看護ステーション 担当者 小暮 和歌子
電話番号 03-3911-3000
相談時間 月～金 午前8時45分から午後5時15分
- 生協介護支援事業への苦情相談 担当者 百瀬 文也
電話番号 03-3911-2005
相談時間 月～金 午前9時～午後5時
- その他、相談苦情窓口
東京都国民健康保険団体連合会
苦情・相談専用ダイヤル 電話 03-6238-0177 (代)
北区 北区介護保険課事業者支援係 電話 03-3908-1119 (代)
荒川区 荒川区役所介護保険課 電話 03-3802-3111 (代)
足立区 足立区役所介護保険課 電話 03-3880-5716 (代)

10 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援専門員等（介護保険を利用している場合）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員（介護保険を利用している場合）などへ連絡をいたします。

主治医	氏名			
	連絡先		電話	
ご家族	氏名			
	連絡先		電話	

12 感染症及び災害等発生等の対応

- ・ 感染症まん延及び震度 6 弱程度の地震や水害、火災などの災害が発生した場合、通常通りの訪問が行えない場合があります。感染症の拡大状況の把握と予防対策、災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関と連携します。

- ・ 緊急訪問は、医療依存度の高い方や、独居要介護者などの状況確認を、優先的に行うため、直ちに訪問できない場合があります。
- ・ 感染症や災害等発生時においてサービスの提供を継続的に実施するため、および災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。

避難場所		広域避難場所	
------	--	--------	--

13 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ・ 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますのでご了承ください。
- ・ 看護師等は利用者様の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- ・ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

14 虐待防止について

当該事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為以下の対策を講じます

- ・ 虐待防止責任者を選任しています。
- ・ 苦情解決のための体制を整備しています。
- ・ 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ・ サービスの提供中に、養介護従事者又は養護者（家族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。

15 カスタマーハラスメントへの対応

事業所の従業員に対して、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷・セクシャルハラスメント等のハラスメント行為等が発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、主治医や行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約の解除をする場合があります。

16 業務継続計画の策定（BCP）

- ・ 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、非常体制で早期の業務再開を図るための計画（以下 BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- ・ 事業所は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、実施内容を記録する。
- ・ 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行っていくものとする。

17 訪問看護医療 DX 情報活用

- ・ オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し、訪問看護の実施に関する情報活用を行うこととする。

18 ふれあい訪問看護ステーションの沿革

- ・平成 10 年 3 月 1 日 老人保健法に基づく指定を受ける。東京都指定第 7192990 号
- ・平成 12 年 4 月 1 日 介護保険法の居宅サービス事業者のみなし指定事業者となる
- ・平成 18 年 4 月 1 日 介護保険法の介護予防訪問看護の指定を受ける
- ・平成 21 年 3 月 自立支援医療機関の指定を受ける。
- ・平成 21 年 7 月 1 日 介護保険法の居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の指定を受ける
- ・平成 26 年 7 月 1 日 サテライト事業所として、ふれあい訪問看護ステーションみやまえ営業所の事業開始。
- ・平成 28 年 3 月 31 日 サテライト事業所を本体ふれあい訪問看護ステーションに統合。
- ・令和 3 年 4 月 1 日 機能強化型訪問看護管理療養費 1 を届出。
- ・令和 7 年 7 月 1 日 機能強化型訪問看護管理療養費 2 を届出

17 事業者概要

当生協の概要

事業者	東京ふれあい医療生活協同組合		
代表者氏名	代表理事 百瀬 文也		
設 立	1970年		
出 資 金	411,986 千円 (2026 年 3 月現在)		
組 合 員 数	13,838 人 (2026 年 3 月現在)		
事業所	ふれあい訪問看護ステーション	北区堀船 3-31-15	03(3911)3000
	梶原診療所 (外来・訪問診療・リハビリ部)	北区堀船 3-29-9	03(3911)5171
	介護相談センター	北区堀船 3-31-15	03(3911)7408
	ほほえみヘルパーステーション	北区堀船 3-31-15	03(5902)7800
	宮の前診療所	荒川区西尾久 2-3-7	03(3800)7111
	ふれあいファミリークリニック	足立区宮城 1-33-20	03(6908)4330
	オレンジほっとクリニック	北区堀船 3-31-15	03(3911)2661
医療生活協同組合とは、よりよい医療をもとめる住民の方とよりよい医療を実践したいという医療専門家が手をむすんで設立した非営利団体の医療機関です。「ひとりがみんなのために、みんながひとりのために」をモットーに地域に根ざした医療福祉をつくりあげようとしています。利用者は出資金（一口千円から）を出し、組合員になることによって、様々なサービスの特典を得られる他、医療生協に対して組合員としてその運営に参画することができます。組合員の皆様に必要なサービス、非営利的な活動のための資金として使われています。			

ふれあい訪問看護ステーションの概要

訪問看護	介護保険での居宅サービス事業、健康保険法等での訪問看護事業
その他の特徴	「患者の権利章典の採択と実践」「私のカルテによるインフォームド・コンセント」等の取り組みを通じて患者さん、組合員さん中心の医療・看護を実践
事業者番号	7192990

※診療報酬改定等に伴う、療養費の変更、及び料金の変更にしましては、重要事項説明書追加分として発行させていただきます同意書に御署名、ご捺印いただけますようお願い申し上げます。

ふれあい訪問看護ステーション医療保険利用料金一覧

自己負担は表示金額の1～3割になります

訪問看護基本療養費(Ⅰ)

単位(円)

同意欄

看護師の場合 原則として1日1回 (週3回まで)	5,550	☐
看護師の場合 週4日目以降(※1)	6,550	☐
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の場合	5,550	☐

訪問看護基本療養費(Ⅲ)(管理療養費算定なし)

外泊中の訪問看護 (医療機関等入院時の外泊のみ)	8,500	☐
--------------------------	-------	--------------------------

+

訪問看護基本療養費の加算

単位(円)

同意欄

難病複数回訪問看護加算(2回)	4,500	☐
難病複数回訪問看護加算(3回以上)	8,000	☐
緊急訪問看護加算(1日1回)	2,650	☐
乳幼児加算(1日1回)6歳未満 厚生労働大臣が定める者	1,800	☐
乳幼児加算(1日1回)6歳未満	1,300	☐
長時間訪問看護加算(※2)	5,200	☐
夜間早朝訪問看護加算 (18時～22時 6時～8時)	2,100	☐
深夜訪問看護加算 (22時～6時)	4,200	☐
複数名訪問看護加算(週1回)(※3)	4,500	☐

+

訪問看護管理療養費

単位(円)

同意欄

最初の訪問日に加算(月1回)(※4)	10,030	☐
2日目以降の訪問日に加算	3,000	☐

+

訪問看護管理療養費の加算

単位(円)

同意欄

24時間対応体制加算(月1回)	6,800	☐
特別管理加算(重症度等の高い者)(※5)別紙参照	5,000	☐
特別管理加算 (※6)別紙参照	2,500	☐
退院支援指導加算(退院日)長時間(※7)	8,400	☐
退院支援指導加算(退院日)(※8)	6,000	☐
退院時共同指導加算	8,000	☐
特別管理指導加算(※9)	2,000	☐
在宅患者連携指導加算(月1回)	3,000	☐
在宅患者緊急時カンファレンス加算(月2回)	2,000	☐

訪問看護医療DX情報活用加算(※10)(月1回)	50	☐
訪問看護医療情報連携加算	1,000	☐

+

その他の療養費

単位(円)

訪問看護情報提供療養費(入院時等)	1,500	☐
ターミナルケア療養費	25,000	☐

+

訪問看護物価対応料(※11)

単位(円)

訪問看護物価対応料1	月の初日	60	☐
	2日目以降	20	☐

令和9年6月以降、月の初日120円 2日目以降 40円

+

ベースアップ評価料

単位(円)

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(月1回)	1,830	☐
-----------------------	-------	--------------------------

令和9年6月以降、2,880円

理学療法士等による訪問は、看護師の代わりに訪問していることの説明を受けました。	☐
---	--------------------------

週4日目以降の訪問(※1)・難病の方や、特別訪問看護指示書の発行時に対象となります。

長時間訪問看護加算(※2)・別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、

90分を超える訪問看護を行った場合(週1回)

複数名訪問看護加算(※3)・看護師、理学療法士等が同行した場合

訪問看護管理療養費(※4)・機能強化型訪問看護療養費2を算定

退院支援指導加算 長時¹・90分を越えた場合、または複数回の訪問の合計時間が90分を(※7) 越えた場合

退院支援指導加算(※8)・厚生労働大臣の定める疾病、状態等に該当する者、退院日に訪問が必要と認められた者

特別管理指導加算(※9)・退院時共同指導加算を算定する利用者が特別管理加算対象である場合

訪問看護医療DX情報活用加算(※10)

・電子資格確認により診療情報を取得したうえで計画的な管理を行う場合 2026.6.1

訪問看護物価対応料(※11)

・物価高騰の中でも安心できる看護体制を維持し、スタッフの訪問環境を守るために新設された。

特別管理加算 重症度等の高い者(※5)

☐ 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態
☐ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態
☐ 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態
☐ 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
☐ 気管カニューレを使用している状態
☐ 留置カテーテルを使用している状態 (経鼻・胃ろう・腹膜透析・輸液用ポート・種々ドレーン等の留置・数日間行っている サーフローによる持続点滴を含む)

特別管理加算 以下の状態にあるもの(※6)

☐ 在宅自己腹膜灌流指導管理
☐ 在宅血液透析指導管理
☐ 在宅酸素療法指導管理
☐ 在宅中心静脈栄養法指導管理
☐ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
☐ 在宅自己導尿指導管理
☐ 在宅人工呼吸器を使用している状態
☐ 在宅持続陽圧呼吸療養指導管理
☐ 在宅自己疼痛管理指導管理
☐ 在宅肺高血圧症患者指導管理
☐ 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理
☐ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
☐ 真皮を超える褥創の状態
☐ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

訪問看護指示書料お支払いのお願い

訪問看護の制度上、主治医からの訪問看護指示書の発行がなければ、訪問看護に何うことが出来ません。訪問看護のご利用料とは別に、訪問看護指示書として3,000円の自己負担割合分(1～3割)、特別訪問看護指示書が発行された場合は、1,000円の自己負担割合(1～3割)を訪問看護指示書の発行医療機関にお支払い下さい。

<事業者> 東京ふれあい医療生活協同組合 代表理事 百瀬 文也
<住 所> 東京都北区堀船3-31-15

<事業所> ふれあい訪問看護ステーション 所長 小暮 和歌子
<住 所> 東京都北区堀船3-31-15 ふれあいセンタービル2F

<医療保険指定番号> 7192990

担当者_____より、重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和_____年_____月_____日

<ご利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<ご家族>

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 _____）

<代理人>

住 所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 _____）

署名代行理由：